

セグメント情報について

1. 概要と視点

- 令和 5 年 5 月に改正された私立学校法に学校法人会計基準が位置づけられたことにより、利害関係人及び債権者に対して計算書類等を開示するものとなっている（106ⅢⅣ）。さらに、大臣所轄学校法人等については「何人」に対しても計算書類を開示するものとなっている（149、151）。
- セグメント情報の開示について法定されているわけではないが、大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会による「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和 4 年 3 月 29 日）において、「計算書類においては、セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示していく方向で検討すべきである。」とされていることを踏まえ、セグメント情報について検討するものである。
- この点、セグメント情報に類するものとして現行の学校法人会計基準に基づいて作成される収支計算書の内訳表があることから、セグメント情報の様式の検討にあたっては、当該内訳表を参考とする。
- なお、これらの内訳表について、既に約 20%の学校法人において Web ページに開示している現状も検討の際に参考とする。

2. 審議事項

（1）前提

- 計算書類の開示の対象者は、私立学校法で規定されているこれまでの利害関係人に加えて相当程度広い範囲がステークホルダーとして想定される
- 学校法人の自主的な判断で科目やセグメントを追加や細分化することにより、より詳細な財務情報を開示することは認める
- 大学、短期大学、高等専門学校は、高等教育機関として長期的かつ安定的な運営が特に求められるとともに、基本的には全国を対象に学生募集を行うことから、ステークホルダーが特に広範にわたる
- それ以外の学校等である高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校は、中高一貫校等の形態や地域性等の観点から、学校ごとに区分することが困難なケースも少なからず想定される
- 病院は、附属施設の中でも財務規模が大きく、活動に診療行為を含みステークホルダーの範囲に特徴がある

(2) セグメント情報として、どのような情報を開示するか

論点① 科目：開示科目としてどのような項目を設定するか

案1	「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」を開示する
	(理由) <ul style="list-style-type: none"> ● 長期的かつ安定的な運営状況を表す項目として、短期的な収支均衡及び長期的な収支均衡を表す収支差額を開示することが適当
案2	案1の科目に加え、学校法人会計基準別表第二に規定する「大科目」を開示する
	(理由) <ul style="list-style-type: none"> ● より詳細な科目ごとの財務情報が分かり、詳細な分析が可能となる

論点② セグメント単位：セグメント単位をどのように設定するか

○ 大学、短期大学、高等専門学校 of セグメント単位

案1	学校毎にセグメントを立てることを必須とする
	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ● 学校毎の財務状況が分かり、ステークホルダーにとって学校ごとの運営状況の理解に役立つ (デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ● 経営状況が広く社会に公開され、閲覧者に数字だけで誤った判断がされることによる誤解を招きかねない
案2	学校毎にセグメントを立てず集約可能とする
	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ● セグメントごとの運営状況について数字だけで誤った判断され、誤解を招くリスクが減少する (デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ● 学校毎の運営状況が財務の面で把握できない

○ 病院のセグメント単位

案 1	独立したセグメントを立てる
	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ● 附属病院の財務状況が分かり、病院経営の健全性の理解に役立つ (デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ● 附属病院の経営状況が広く社会に公開され、数字だけで判断されることにより誤解を招きかねない ● 医・歯学部及び附属病院の教員人件費について勤務実態を適切に表す按分基準の設定、按分作業が必要となり、実務的な負担が生じるおそれがある
案 2	独立したセグメントを立てず、「その他」に集約する
	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ● セグメントごとの運営状況について数字だけで誤った判断され、誤解を招くリスクが減少する (デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ● 医・歯学部及び附属病院の教員人件費について勤務実態を適切に表す按分基準の設定、按分作業が不要となる ● 病院の運営状況が財務の面で把握できない

(3) セグメント情報をどこに記載するか

案 1	注記事項とする
案 2	附属明細書とする